

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

- 一 南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにエスワティニ産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号農蚕園芸局長通達）3（1）ウ